

令和2年2月定例会 経済委員会
令和2年3月9日（月）
〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

元木委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（11時07分）

直ちに、議事に入ります。

これより、商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、追加提出予定議案について理事者から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その5）、資料1）

- 議案第95号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第96号 令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第3号）

【報告事項】

なし

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から、明日、今定例会の閉会日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として追加提出を予定しております案件につきまして、御説明を申し上げます。

当部では商工団体、県民局と連携し、去る3月6日までに県内約300社を個別に訪問するなど、実態把握に努めているところでございます。

この度の新型コロナウイルス感染症につきましては、国内外で人の流れが止まり、特に旅行、宿泊業、飲食業をはじめとする業種におきまして、予約や注文のキャンセルによる大幅な売上げ減少が生じており、経営基盤が十分ではない小規模事業者をはじめ、事業経営への影響が懸念されるところであります。

また、県内製造業の皆様からも、海外から調達する原材料の不足やサプライチェーンの寸断など、長期化した場合の影響を心配する声もお聞きしているところでございます。

こうした中、本県経済をお支えいただいている中小・小規模事業者の経営と雇用を守るため、この度、緊急対策予算を編成したところでございます。

補正予算の内容につきまして、まず、お手元の説明資料の1ページをお開きください。

一般会計・特別会計予算でございます。

まず、一般会計につきまして、補正額欄、最下段に記載のとおり18億5,100万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計735億3,645万円となります。

2ページをお開きください。

特別会計でございます。

中小企業・雇用対策事業特別会計におきまして、補正額欄、最下段に記載のとおり25億円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計1,305億160万8,000円となります。

3 ページを御覧ください。

課別主要事項説明，商工政策課でございます。

商業総務費の摘要欄①中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金12億円につきましては、今回の中小企業向け融資制度の融資枠拡大に必要な原資相当額を一般会計から特別会計に繰り出すものでございます。

次に、中小企業指導費の摘要欄①中小企業総合支援費のア，新型コロナ対応！企業応援給付金といたしまして、営業休止や大幅な売上げ減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に向けた一時金の給付に要する経費として5億円を計上しております。

この一時金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国のセーフティネット保証4号の認定を受け、県融資制度のセーフティネット資金を利用する方で、令和2年2月以降において、直近2か月間の売上げが前年同期比50パーセント以上減少し、その後の1か月間を含む通算3か月間の売上げ合計が前年同期比50パーセント以上減少することが見込まれ、かつ雇用継続の取組が顕著である事業者の皆様を対象に、セーフティネット資金融資額の10パーセント、100万円を上限に支給するものでございます。

また、金融対策費の摘要欄①のア，中小企業金融円滑化推進費におきましては、中小企業向け融資制度の融資枠拡大と併せて実施する保証料の引下げに必要な経費として1億円を計上しております。

以上、商工政策課におきまして、補正額欄，最下段に記載のとおり、18億円の増額をお願いいたしております。

4 ページをお開きください。

特別会計でございます。

中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄①中小企業振興資金貸付金におきまして、国のセーフティネット保証と連携したセーフティネット資金など、県融資制度の融資枠を200億円拡大するため、金融機関への預託原資として12億円を計上しております。

また、②一般会計繰出金の12億円は、年度末に融資制度の原資を一般会計に繰り戻すための経費でございます。

以上、特別会計の補正額合計で24億円となります。

5 ページをお開きください。

労働雇用戦略課の一般会計でございます。

労政総務費の摘要欄①のア，経済変動対策勤労者支援補助金といたしまして、特別会計で実施しております、徳島県勤労者ライフサイクル資金の経済変動対策緊急生活資金に実質無利子の融資枠を創設するための経費として100万円を計上しております。

また、②中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金の5,000万円につきましては、融資枠の創設に要する原資相当額を一般会計から特別会計に繰り出すものでございます。

6 ページをお開きください。

特別会計でございます。

中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄①のア，経済変動対策緊急生活資金貸付金におきまして、貸付限度額を50万円、償還期間を5年以内とする実質無利子の融資枠を創設するため、金融機関への預託原資として5,000万円をお願いしております。

また、②一般会計繰出金の5,000万円は、年度末に融資制度の原資を一般会計に繰り戻すための経費でございます。

以上、特別会計では1億円の増額をお願いしております。

7ページから8ページにかけては、ただいま御説明を申し上げました商工政策課及び労働雇用戦略課の事業費につきまして、全額明許繰越しの設定をお願いするものでございます。

商工労働観光部から追加提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑に入るに先立ち委員各位に申し上げます。

本日は、追加提出予定議案に限った質疑とさせていただきたいと思っておりますので、円滑な議事運営について委員各位の御協力をお願い申し上げます。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については、本日の委員会において十分審査し、議案提出予定の明日、開会日には、委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

この度の追加補正では、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷を受けて、貸付金、給付金など、かなりの予算が投入されているということでございます。

まず、この経済対策を打つ根拠について伺いたいと思っております。県内の経済団体や事業主からどんな声が寄せられているのか、特に厳しい業種はどのような業種なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

勝川商工政策課長

ただいま山西委員から、今回の補正予算の根拠、それから実態調査におきまして、どんな声が出ているのかといった御質問を頂きました。

商工労働観光部におきましては、去る3月2日から、商工団体や県民局と連携しまして、宿泊、観光、旅行、飲食業をはじめ運輸業、卸小売業、製造業など、様々な業種を対象に緊急出前調査を実施しているところでございます。3月6日時点で300社ほどに直接訪問するなどして、売上げの状況であるとか具体的な影響、さらには、国や県への要望などにつきまして調査を実施したところでございます。

まず、売上げの状況ですが、2月の売上げにつきまして全業種で見ますと、約5割の事業者の売上げが減少ということになっております。業種別で見ますと、宿泊、観光、旅行、飲食業では約6割の事業者の売上げが減少しております。それから、小売業につきましても約7割、運輸業につきましては約8割の事業者の売上げが減少しているとい

う状況になっております。インバウンドをはじめ国内旅行における宿泊のキャンセル，それからイベントや会合の中止，延期，さらには宴会の自粛等によりまして，観光関連業であるとか運輸業，飲食業において影響が出ていると考えております。

一方，製造業におきましては，約6割の事業者が前年度と変わらない，若しくは売上げが増加しているとの回答となっております。現時点におきまして，影響は比較的小さい状況であると考えております。

しかしながら，今後，事態が更に長期化した場合は，サプライチェーンの毀損等により大きな影響が生じる可能性がございますので，引き続き，情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に，国や県に対する要望ということでお声を頂きました。

最も多かったのが，やはり売上げの減少に対する融資制度であるとか資金面での支援をお願いしたいということ，それから経営に関する補助金であるとか一時金，こういった助成をお願いしたいといった支援策に関する要望が多くなっております。そのほかには，落ち着いた段階で，県内誘客につながるイベントの開催であるとか周遊割引など国内旅行を喚起する取組など，事態の収束を見据えた県内誘客の取組に対する要望がございました。さらには，対策を早く具体的に分かりやすくアナウンスしてほしいといった声であるとか，従業員につきましては収入低下による生活への不安といった要望が寄せられております。

こうした緊急出前調査の結果を踏まえまして，事業者の方々から頂いた要望にお応えするという形で，この度の補正予算におきましては，中小企業向け融資制度の拡充であるとか売上げ減少に対する一時金支給制度の創設，さらには勤労者に対する実質無利子融資枠の創設など，本県経済をお支えいたしております中小・小規模事業者の経営と雇用，そして従業員の皆様の暮らしを守るための緊急支援策という形で取りまとめを行ったところであります。

当補正予算におきましては，令和2年度当初予算と合わせまして執行することとしておりますので，成立後は関係機関の協力も頂きながら，速やかに事業を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

国も対策を打っているようでございますが，何よりもスピード感が大事というふうに思っています。その意味では，県が先頭に立って対策を講じているということは，大変意義のあることだと思っております。

そこで，今回の貸付金や応援給付金の内容を具体的に教えていただきたいと思っております。

勝川商工政策課長

ただいま山西委員から貸付金，それから給付金の内容について御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中，県においては，全国知事会を通じまして，国に対し，セーフティネット保証の幅広い指定を速やかに行うことといった提言を行うとともに，国に先んじて，売上げの減少が生じている事業者を金融面で支援するということ

で、県の中小企業向け融資制度である経済変動対策資金の対象を拡大して、融資を開始したところでございます。

その後、国におきまして、セーフティネット保証4号、5号の指定が行われたということで、この保証制度の認定を受けた事業者については、県のセーフティネット資金についても利用が可能ということになったところでございます。

今回の補正予算では、セーフティネット資金、経済変動対策資金、経営安定借換資金の3資金の融資枠の拡大をお願いしているところでございます。

まず、セーフティネット資金につきましては、売上げが前年同期比で20パーセント以上減少している事業者ということで、これは業種を問わず融資の対象となります。そしてもう一つ、国が指定する不況業種に該当し、売上げが前年同期比で5パーセント以上減少している事業者についても融資の対象ということになっております。

加えて、セーフティネット資金につきましては、先ほどの政府のセーフティネット保証が適用されることから、通常の保証枠とは別枠で借入債務の保証を受けることができます。

さらに、経済変動対策資金に比べると、金利や保証料の面で有利な点があるということで、セーフティネット資金のほうが優先的に利用されるものと考えておきまして、今回の補正予算におきましては、最も大きい140億円の融資枠の拡大を行ってまいりたいと考えております。

次に、経済変動対策資金につきましては、こちらも業種は問いません。前年同期比で売上げが5パーセント以上減少している事業者を対象としておきまして、セーフティネット資金の対象とならなかった事業者、つまり売上げが5パーセント以上減少しているものの国が指定する不況業種に該当しなかった事業者については、当資金でカバーしていきたいと考えておきまして、そのために40億円の融資枠の拡大を行うこととしております。

最後に、経営安定借換資金につきましては、今、残高を有する県の保証付きの中小企業向け融資を借換えできる制度ということになっております。先行き不透明な情勢の中、業況回復に取り組む事業者の借換え需要にしっかりと対応していくため、20億円の融資枠の拡大を行うということにさせていただいております。

次に、給付金制度につきましては、特に旅行業、宿泊業、飲食業をはじめとする、比較的経営基盤が十分でない小規模事業者の経営に影響が出ているということで、厳しい経営環境に直面する中であって、現在の雇用を確保していただき、事業継続に頑張っている中小・小規模事業者を支援するために、この給付金制度を創設することとしております。

これにつきましては、金融機関から県のセーフティネット資金の融資を受けた事業者のうち、先ほど部長から説明がありましたように、令和2年2月以降で、最近2か月の売上げが前年同期比で50パーセント以上減少していること、その後1か月を含む3か月の売上げが前年同期比で50パーセント以上の減少が見込まれること、更に雇用継続の取組が顕著であること、こういった要件を全て満たす事業者を対象ということにさせていただいております。

この給付金につきましては、事業者の皆様が、現在の厳しい状況を克服し、新型コロナウイルス感染症が沈静化した後に、事業活動を本格化させるための資金として活用してい

ただきたいというふうに考えております。

山西委員

対象者について確認をしていきたいと思いますが、中小・小規模事業者はもちろん対象ということですが、法人格の有無あるいは個人事業主でも大丈夫なのか、そのあたりについてお伺いいたします。

勝川商工政策課長

対象者について御質問を頂きました。

当融資制度につきましては、法人格を有する事業者、それから個人事業主、いずれも対象になっております。

山西委員

それでは、今後の県民への周知をどのように行うのかお伺いしたいと思います。

また、相談窓口を県で一本化するのが望ましいと思いますが、どのように相談体制を整えるのか、最後にお伺いしたいと思います。

勝川商工政策課長

ただいま山西委員から、広報それから相談体制の一本化ということで御質問を頂きました。

商工労働観光部におきましては、先ほど申しました緊急出前調査を実施させていただいた中で、具体的に分かりやすくアナウンスしてほしいというお声も頂いております。

県はもとより国の様々な支援を事業者の皆様方に分かりやすく、かつタイムリーに情報発信していくことが大変重要であると考えております。

県としては、今後、県のホームページやSNS等による情報発信はもとより、広報紙の県政だよりOUR徳島であるとか、また新聞広告の活用など、事業者の隅々にまで情報が行き届くよう、様々な媒体を活用して、しっかりと広報を行ってまいりたいと考えております。

また、県の相談体制につきましては、金融に関することは商工政策課、経営に関することは企業支援課、観光事業に関することは観光政策課、海外ビジネスに関することは国際課ということで相談窓口を設置し、現在、様々な相談内容に対してきめ細やかに対応しているところでございますが、委員から御指摘がありましたとおり、一本化につきましては、できるだけ工夫をしまして分かりやすい窓口体制にしていきたいと考えております。

さらには、現在実施している緊急出前調査であるとか、商工会等を実施していただいております巡回指導を通じまして、国や県の支援策の周知それから利用促進といったことも働き掛けていきたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。一方で、勤労者の支援についてもお尋ねしたいと思います。

特に、非正規で働く方々やフリーランスの方々への生活支援というのも非常に重要だと

いうふうに思いますが、このあたりの勤労者への支援内容はどのようになっていますでしょうか。

阿部労働雇用戦略課長

山西委員から御質問いただきました勤労者への支援内容につきましては、中小企業が休業や事業縮小を余儀なくされた場合に、従業員の方々の給与や日給・時間給の収入減などの影響によりまして生じる不安についての対応として、四国労働金庫と協調して実施しております勤労者向け融資制度のうち、徳島県勤労者ライフサイクル資金貸付制度における経済変動対策緊急生活資金貸付金におきまして、本年6月30日までの期間、別枠の貸付制度を設けるものでございます。

貸付限度額は50万円で、この度創設させていただきます経済変動対策勤労者支援補助金によりまして、県が利子を補給することでの実質無利子貸付期間は5年間以内ということになっております。

こうしたことで、勤労者の経済的負担や不安を軽減いたしまして、生活の安定につなげてまいりたいと考えてございます。

また、委員がおっしゃいました非正規、フリーランスの方々につきましては、国において、ただいま、個人向けのセーフティネット貸付けの拡充が検討されているところでございますので、福祉部局とも連携しながら、適切な支援をさせていただきたいと考えております。

山西委員

対象者を確認したいと思いますが、こちらのほうも県民の誰でも対象になるということでもよろしいでしょうか。

阿部労働雇用戦略課長

ただいま、対象者につきまして御質問を頂きました。

今回、四国労働金庫と共に協調融資をさせていただくものは、基本的には県内に勤める勤労者の方々が対象になります。

ただ、影響を受ける方でありましたら、今後予測される勤労者も対象となりますが、委員の御意見にあるフリーランスといった方々が対象となるかどうかにつきましては、四国労働金庫としっかり調整してまいりたいと考えております。

山西委員

是非、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

また、県で統一してしっかりと周知をしていただくということと、相談体制の強化、これに並行して取り組んでいただきますようお願いして、私のほうからの質問を終わります。

仁木委員

今回の令和元年度補正予算については、大きな金額で、適切かつ迅速な対応をしていた

だいていると思います。

この中で、先ほどの山西委員への答弁にございましたけれども、国が指定しております不況業種という文言がありました。そちらについて、どのような業種があるのかということをお教えしてもらえればと思います。

勝川商工政策課長

ただいま仁木委員から、不況業種の指定の状況について御質問を頂きました。

この度、3月6日付けで新たに40業種が指定されておまして、具体的には、すし・弁当・調理パン製造業であるとか、旅館、ホテル、食堂、レストラン、日本料理店、料亭といった飲食業関係、劇場であるとかボウリング場といった娯楽業、それから学習塾といった人が集まるような業種が指定されている状況でございます。

仁木委員

正に新型コロナウイルス感染症の関係で非常に影響がある業種の指定であるかと思えます。先ほどの県の緊急出前調査による状況というのを述べていただきましたけれども、正にそのような状況であると思えます。

飲食店等々においても、家族単位ぐらいの飲食店におきましては影響というのは大きくはないような気がします。また、二、三人で利用するような飲食店についても同じような感じかと思えます。ただ、ホテルでの宴会というのは全てがキャンセルになっているような状況のように、私もお話を聞いて思っております。

その中で、今回の補正における経済対策の中で、特に融資の関係でありますけれども、この点について、非常に柔軟かつ迅速な対応をしていただいていると思うんですが、ホテルの宴会等々をされているような業種については、運営以外のファイナンスというのがあります。

例えばですけれども、建物に対する運用の投資をしている業種については、運営のための資金ともう一つ、建物での投資をしての運用をしているというところの二つ。多分、2本立ての資金運営の計画をされているかと思うんです。

ただし、今後3か月、6か月、1年とどこまで続くか分からない状況になった際に、いわゆる新たな融資が必要です。これも非常にいい対応策ですけれども、もう一つ先を見据えてみれば、現に返済をしている返済計画の見直し、いわゆるリスケジュールというものが円滑に進んでいかななくてはならないのではないかと思っております。その中で、この補正予算の中で対応しきれぬのかどうかというところが、一つ不足しているのではないかと思っております。

このことについては、国のほうでも審議されるべきものでありますけれども、県においても、県内の金融機関と連携して、そういったことを調査、研究していただきたいと思っておりますけれども、その点についてコメントを頂ければと思います。

勝川商工政策課長

ただいま仁木委員から、融資制度について御質問を頂きました。

まず、県の中小企業向け融資制度を活用しまして業況の回復に取り組んできたものの計

画どおりに改善が図られずに厳しい経営状況にある事業所を、継続的に支援するというところで、県では、先ほど御説明させていただきました資金ですが、経営安定借換資金を設置しております。

この資金につきましては、残高を有する県の保証付きの中小企業向け融資を借り換えでできる制度ということになっておりまして、複数資金を一本化することによりまして、返済金額を平準化し負担軽減を図るということと、必要に応じて新たな資金注入を可能とする、いわば実質的な条件変更と同じような効果が期待できる制度ということになっております。

当資金におきましても、今回の補正予算において20億円の融資枠の拡大を行うこととしておりまして、業況回復に取り組む事業者の借換えの資金需要についても、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

民間のプロパー融資に対しましては、現時点では、県の中小企業向け融資制度による借換えというのは認めておらず、同様に、信用保証協会の保証制度においても対象外というふうになっておるところではございます。

ただ、こういったプロパー融資の借換えにつきましては、基本的には金融機関において対応していただく必要があるものというふうに考えておりまして、監督官庁であります金融庁におきまして検討がなされて、適正な金融環境が作り上げられるべきものではないかというふうに考えております。

仁木委員

おっしゃるとおりの答弁でございますが、状況として長引いたときには、やはり市中銀行、いわゆる県内の金融機関等と情報を密に取っていただきたいと思っております。

こういったときにしなければならないのは、先ほどもおっしゃってございましたけれども、いわゆる条件変更、返済の計画を見直ししていただいて、条件の変更をしてもらう。これが債務者にとってリスクが高いものでありますから、その点のリスクを減らしていただくということが一つ。

あわせて、今回の補正でやっていただいたような新たな枠の設置での資金の増額というところが、企業の不況を乗り切る一番の打開策ではないかと思っておりますので、引き続き、研究を重ねていただきたいと思います。

それと、危機事象への即応態勢の強化としては、非常にいい機動力のある予算の編成だと思います。そしてまた、全ての予算において繰越明許費を設定するということでありますので、こんなに迅速かつ機動力のある補正予算の編成というのは過去にないのではないかと思います。非常にいい対応をしていただいていると思っております。

是非とも、この予算を編成された後は、迅速に希望される方に対応ができるような事務手続をしていただきたいと思います。

最後に1点、お伺いたします。

国のほうで、新型コロナウイルス感染症関連の補正予算が議論されて参議院に送られているかと思っております。多分、13日に可決成立されるのではないかと思っておりますが、今、国で審議されております予算については、今回の補正と関係ないというような認識でよろしいでしょうか。

勝川商工政策課長

ただいま、国のほうで審議されている補正予算による対策第2弾ということになるところでございますが、これにつきましても、まだ情報が完全に下りてきてはおりませんが、当然ながら連携できるものにつきましてはしっかりと連携し、また、こうして先んじてとった県の対策についても、活用できるものについてはしっかりと活用してまいりたいと考えております。

仁木委員

私が確認したかったのは、この中に今のはないはずですから、国が第2弾を可決成立させた際には、迅速に、いろいろと研究とか、取りにいていただいて、議会のほうでの臨時会の開会も含めて、要求をしていていただくというようなことで、早期の対応を今後ともよろしくお願いをさせていただきたいと思っております。このことを申し述べまして、私からの質問を終えさせていただきます。

黒崎委員

私からは、一つだけ確認をしておきたいと思っております。

今回のこの対策は1日も早くというふうなことで私も考えております。できるだけ早いスタートであって、果たしてこの制度が終わるとき、どの時点でというのはまだ漠然としていると思うんですが、やはり政府の対応で、それを確認してからこの制度は着陸地点を見付ける、あるいは終了するというふうな考え方でよろしいでしょうか。

勝川商工政策課長

ただいま黒崎委員から、こうした事業の終期ということで御質問を頂きました。

収束後におきましても、やはり今後の景気の回復というのは非常に重要になってまいりますので、我々も事業者の声を聞きながら、商工会・商工会議所とも連携しながら、できるだけ現場の状況をしっかりと把握しまして、いつこういった制度を終了するのかにつきましては、その辺の状況を踏まえながらやっていきたいというふうに考えております。

黒崎委員

今、課長がおっしゃったのは柔軟に対応するというふうに考えてよろしいでしょうか。

勝川商工政策課長

はい。正しく委員のおっしゃるとおり、様々な事案に対しまして、適宜、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（11時40分）